

食品衛生法違反の輸入小麦の調査結果

(単位:トン)

No.	入港日	食品衛生法違反 となった理由	数量	輸入業者	処理加工状況
1	H18.11.14	腐敗・変質、カビの発生	(374)	丸紅	飼料用原料として搬入・加工されたことを確認
			(370)		
			計 743		
2	H20.3.4	腐敗・変質、カビの発生	130	住友商事	民間取引において、飼料加工工場に飼料用原料として搬入・加工(92トン)されたこと、サイロ業者のサイロに在庫していること(36トン)及び一般廃棄物処理工場において廃棄されたこと(2トン)を確認
3	H15.1.9	腐敗、変質、カビの発生	622	トーマン (現:豊田通商)	既に5年以上経過しているため、商社及び飼料加工工場とも関係帳票類が廃棄されており、確認が困難

注:丸紅の事案は同一契約のものであるが、2ヶ所の検疫所が検査を行った。